gBizConnect 利用規約

本規約は、法人データ連携基盤(以下、「gBizConnect」とします)を利用するため、gBizConnect 運営事務局が運営する gBizConnect Portal への登録を希望される法人等(以下、「利用希望者」とします)若しくは登録した法人等(以下、「利用者」とします)との間における、利用条件や権利等を定めるものです。

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

(1) gBizConnect Portal

gBizConnect のサービスの提供、利用者へのサポート、その他 gBizConnect の運営管理に必要な作業を含む、gBizConnect 運営事務局が運営するサービス。

(2) gBizConnect Node

利用者のシステムが、gBizConnect を利用している相手のシステムと連携するために、利用者自身のシステムに導入するソフトウェア。

(3) ログイン ID・ログインパスワード

gBizConnect Portal にログインするために必要となる ID、パスワード。

(4)事前同意

行政手続等で、申請法人等が、行政機関等に初めて当該法人等のデータを収集するタイミングで取得する同意。当該手続以外の目的でデータが利用されることに対して同意する。(5)都度同意電子申請等においてデータ連携をするタイミングで申請法人等から取得する同意。申請法人等が、過去に当該データを提供した時点での目的以外の目的でデータが利用されることに対して同意する。データ連携を実施する場合は、gBiz IDによるログイン認証を行う必要がある。

第2条 (利用規約の効力・変更)

- 1. gBizConnect は、gBizConnect 運営事務局が指定する方法により、利用希望者が gBizConnect Portal への登録申込みを行い、これに対し gBizConnect 運営事務局が承諾の通知を発信した時点で利用を開始できるものとします。なお、利用希望者は、本規約及び「gBizConnect 利用者情報取扱方針」「gBizConnect ガイドライン」「gBizConnect セキュリティ管理方針」「gBizconenct Portal サービス仕様書」(以下、「本規約等」とします)の内容に同意した上で登録申込みを行うものとし、gBizConnect 運営事務局は、利用希望者が申込みを行った時点で、利用希望者が本規約等の内容に同意したものとみなします。
- 2. サービスの提供に関して、gBizConnect 運営事務局が、本規約とは別に追加規定等の諸規定を設けた場合には、本規約と一体となって諸規定は効力を発揮するものとします。本規約と諸規定の内容が異なる場合には、特段の定めのない限り、諸規定が優先して効力を発揮するものとします。また、本規約の一部が諸規定によって無効である場合にも、他の条項については効力を失わないものとします。
- 3. なお、gBizConnect 運営事務局は、規約内容の変更を行うことがあります。この場合には、登録者に対し、電子メール等により規約の変更内容を予め通知することにより、規約内容を変更することができるものとします。ただし、規約内容の変更による影響が大きいと判断される場合には、利用者から事前に承諾を得ることとします。

第3条 (サービス登録の拒否・取り消し)

- 1. gBizConnect 運営事務局は、本規約及び諸規定のいかなる規定に関わらず、利用希望者や利用者が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると判断する場合には、サービスの利用登録または利用変更登録の申込みを承諾しないこと、承諾した利用登録を取り消すことができるものとします。
 - (1)利用の申込み内容に、虚偽、遺漏、誤記等があった場合
 - (2)過去に gBizConnect の利用を gBizConnect 運営事務局から本条項に基づき取り消したこと がある場合
 - (3) 本規約に違反した場合
 - (4)上記の他、gBizConnect の運営に支障をきたす行為があった場合
 - (5) gBizConnect 運営事務局が別途定める審査基準に満たない法人等の場合

第2章 サービスの内容・改廃

第4条 (提供するサービスの内容)

- 1. gBizConnect は、利用者のシステムに導入した gBizConnect Node と、他の gBizConnect 接続システムの gBizConnect Node との間で、データを連携するための仕組みのことです。 gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect Portal へ登録申し込みをした者に対して、 gBizConnect のアカウントが利用可能になったことを示すメールを送信し、別に定める「gBizconenct Portal サービス仕様書」のとおり、サービスを提供します。
- 2. gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect Portal が利用者に対して行う、「gBizconenct Portal サービス仕様書」に係る問合せやサービスの導入・利用に係るサポート、データ連携に係るログの提供について、受付及び回答の方法、またその対応範囲を「gBizconenct Portal サービス仕様書」に定めます。
- 3. 利用希望者は、gBizConnect の理解、利用検討を目的として、gBizConnect Portal が提供する API カタログ等の文書の閲覧、検証環境へのアクセス等ができるものとします。

第5条 (利用者の負担)

利用者は、別に定める「gBizConenct Portal サービス仕様書」が示す通り、作業人員、通信回線、その他の設備環境を自己の負担と責任において用意・維持するとともに、自己の負担により、gBizConnect Portal が提供した gBizConnect Node をシステムに導入し、相手のシステムとインターネット経由で接続することにより、gBizConnect を利用するものとします。

第6条 (サービスの変更・廃止)

- 1. gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect の改善等の目的のため、自らの判断により、サービス内容の追加、変更等を行うことがあります。この場合、gBizConnect 運営事務局は、利用者に対し、電子メール等により追加、変更等の内容を予め通知することにより、サービス内容を改定することができるものとします。ただし、サービスの提供に支障をきたす不具合の修正等は、適時実施できるものとします。
- 2. gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect の提供を廃止することがあります。この場合、

gBizConnect 運営事務局は、利用者に対し、電子メール等により1年前までに通知することにより、gBizConnect の提供を廃止することができるものとします。

第3章 サービス利用に伴う責務

第7条 (利用者の義務)

- 1. 利用者は、データ連携の相手である他の gBizConnect 接続システムとの連携に際し、次の点について予め検討し、スムーズに連携できるように準備するものとします。
 - (1) 連携するデータ形式
 - (2) 連携するデータ項目
 - (2) その他、データ連携に必要な事柄
- 2. 利用者は、利用者のシステムとデータ連携の相手である他の gBizConnect 接続システムとの間でデータ連携をするにあたり、次の事項を遵守するものとします。
 - (1)gBizConnect を利用して、利用者のシステムが連携相手のシステムからデータを取得することについて、相互に合意しておくこと。
 - (2)gBizConnect を利用して、利用者のシステムから連携相手のシステムにデータを送信することについて、相互に合意しておくこと。
 - (3)別途定める「gBizConnect セキュリティ管理方針」に従い、利用者のシステム及び利用者のシステムに設置する gBizConnect Node におけるセキュリティを確保すること。
 - (4)データ連携は、当該データの利用目的に応じ、事前同意があることの確認あるいは都度同意を取得すること。
 - (5)連携したデータの利用状況、その他確認事項が発生した場合は、双方で協議の上適切に対処すること。
 - (6)連携するデータの内容の疑義が生じた場合は、双方で協議の上解決すること。
 - (7)連携するデータの知的財産権の侵害等の紛争が生じた場合は、双方で協議の上解決すること。
 - (8)利用者のシステムについて、データ連携に関わる更新や、廃止をする場合、連携相手のシステムに自ら連絡すること。

第8条 (監査への協力)

gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect の利用に関する監査が必要と認めた場合、利用者に対して監査の受け入れを求めることができるものとします。この場合、利用者は、gBizConnect 運営事務局と協議の上、監査の具体的な方法を決定することとします。

第9条 (委託先への指導・監督)

利用者は、gBizConnect を利用する上で必要となる作業を、他の企業等に委託する場合には、当該企業に対して必要な指導・監督を行うこととします。

第10条 (事故発生時の対応)

利用者は、gBizConnect を利用しているシステムにおいて、データの漏洩事故等が発生した場合 又は発生する恐れがある場合には、直ちに gBizConnect 運営事務局に報告するとともに、 gBizConnect 運営事務局、相手のシステムの関係者等と協議の上、適切に対処することとします。

第11条 (禁止事項)

- 1. 利用者は、本規約上の地位、本規約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を gBizConnect 運営事務局の了承なしに第三者に譲渡してはならないものとします。
- 2. また、利用者は、次の各号のいずれかに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。
 - (1)他者の財産権、プライバシー等を侵害する行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為、若しくは犯罪を助長する行為、その他法令に違反する行為
 - (4) ログイン ID やログインパスワードを不正に使用させる、又は不正に使用する行為
 - (5)サービスに用いられるセキュリティ技術やソフトウェアの解析・修正等をする行為
 - (6) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用・提供、又は推奨する行為
 - (7)サービスを提供するサーバーに著しく負荷を掛ける行為

第12条 (免責)

- 1. gBizConnect 運営事務局は、サービス提供の維持・管理の必要に応じて、サービス提供を一時 停止することができるものとします。この場合に gBizConnect 運営事務局は、利用者に対し、 事前に電子メール等により、その時期及び期間を通知します。
- 2. 次の各号のいずれかに定める事項に該当する場合には、gBizConnect 運営事務局は事前に通知することなく、サービスの提供を直ちに停止することができるものとします。
 - (1) 地震、台風、津波、高潮、洪水、嵐、落雷、噴火等の自然災害
 - (2) サービス利用に供する設備や接続サービス等の不具合等による障害
 - (3)サービス利用手順・接続等の利用者の誤操作による障害
 - (4) その他、緊急にシステムを停止しなければならない場合で、事前の通知が困難な場合

第13条 (保証・賠償責任)

- 1. gBizConnect 運営事務局は、サービスの提供期間中、善良なる管理者の注意をもって、サービスを提供します。ただし、サービス環境への不正なアクセスや不正な利用を完全に防止することを保証するものではありません。また、サービスのいかなる目的への適合性、データの有用性等の保証も行いません。また、連携相手のシステム上のデータの正確性、完全性、確実性の保証は行いません。
- 2. gBizConnect 運営事務局は、利用者が gBizConnect を利用し、また gBizConnect を利用できなかったことに基づき発生した損害(第三者に与えた損害を賠償した場合の求償を含む)について、一切の責任を負わないものとします。また、gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect 及び本サービスの提供に関し、明示又は黙示のいかんを問わず、いかなる表明保証もしないものとします。

第4章 サービスに係る情報の取扱い

第14条 (利用希望者、利用者の情報)

gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect のサービス提供に必要な範囲で、利用希望者、利用者

の個人情報等を収集し、別途定める「gBizConnect 利用者情報取扱方針」に従って適切に取り扱います。

第15条 (権利関係)

gBizConnect に関して gBizConnect 運営事務局が提供するコンテンツ等は、特段の定めのない限り、gBizConnect 運営事務局が著作権等の知的財産権を有します。利用者は、gBizConnect 運営事務局が利用者に提供するサービスの全部又は一部を予め明示した範囲内で利用することができるものとします。

第16条 (ログの収集)

gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect を利用してやり取りされるデータの中身には触れませんが、利用状況の把握、障害への対処、その他サービスの維持・提供のために必要な作業を目的として、データのやり取りのログを蓄積します。

第17条 (データの取り扱い)

利用者は、gBizConnect を利用して連携相手のシステムから取得したデータを、申請法人等から取得した同意(事前同意、都度同意)の下で利用できるものとします。但し、法令により、同意なく利用できる場合はこの限りではありません。

第18条 (情報の開示、削除等)

gBizConnect 運営事務局は、利用者、利用希望者から提出を受けた情報等について、別途定める「gBizConnect 利用者情報取扱方針」に従って開示、訂正、削除等に応じるものとします。

第5章 準拠法·合意管轄

第19条 (合意管轄)

登録者と gBizConnect Portal との間で、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 (準拠法)

本規約は日本法を準拠法とし、同法によって解釈されるものとします。

第6章 附則

第21条

本規約の適用年月日は、2021年3月29日とします。